

平成30年6月26日

一般社団法人日本タンナーズ協会（※以下、「当協会」）皮革及び革靴産業基盤強化特別振興事業（国内外現地情報収集）における海外現地情報収集を目指した委託業務（※以下、「平成30年度・海外現地情報収集委託業務」という）にかかる企画提案募集要領

## 1. 委託業務名

平成30年度・海外現地情報収集委託業務（スペイン・ポルトガル）

## 2. 業務の目的

貿易自由化が進展するなか、日本の製革産業の海外販路拡大は直近の課題である。しかしながら中小零細企業が多く、独自に海外に販路を見出すノウハウ、資金力、人材、情報、経験が不足しているのが現状である。当事業では世界的な皮革製品ブランドを有し、革靴を中心とする皮革産業大国であるスペイン・ポルトガルに直接赴き今後の販路拡大に向けた情報を収集し、ビジネスの可能性を探ることを目的とし、報告書として取りまとめる。

## 3. 委託業務の内容

### ①派遣団への随行。

（調査対象先には当協会が選抜したメンバー5名を調査団として派遣。）

### ②スペイン・ポルトガルの皮革産業の調査

i) スペイン・ポルトガルの皮革産業に関する事前調査及び資料整理。

ii) 現地調査のための企画及び派遣団の旅程管理。

- ・現地通訳の手配。
- ・調査国内の移動車両の手配。
- ・訪問先アポイント及びスケジュール調整 等

（派遣内容は、年1回、平成30年11月下旬から12月初旬内の1週間を想定。派遣団の往復航空券及び現地宿泊施設については、当協会が手配を行う。）

※費用対効果の高い行程を提示すること。

### ③成果物の提出

委託業務の結果をとりまとめた報告書580部及び電子データの提出（CD-ROMもしくは、DVD-ROMに収めたPDFファイル、および関連書類一式を含む）。納品場所は、一般社団法人日本タンナーズ協会事務局とする。

### ④報告会の開催

本委託業務を通じて収集した情報を取りまとめ内容を報告する機会を設ける。

### ⑤その他、現地情報収集に必要な業務。

※ 本事業活動の本格的な実施にあたっては、当協会事務局及び当協会に設置する事業担当委員会と調整しながら運営するものとする。

#### 4. 事業実施期間

委託契約締結日（平成30年7月下旬）から、平成31年3月末まで。

#### 5. 委託金額の上限

5,600,000円（消費税を含む）を上限とする。

#### 6. 受託業者の選定方法

公募型プロポーザルとして企画提案書などの提出を求め、一次審査とプレゼンテーションにより、その内容などを当協会内に設けられた委員会にて総合的に検討し、受託業者を選定する。

#### 7. 公募型プロポーザルの参加資格

公募型プロポーザルの参加資格は、次の(1)～(5)の条件を満たし、かつ、法人格を有する民間事業者・団体などとします。なお、複数者で共同提案するときには、全体の意思決定・運営管理などに責任を持つ共同提案の代表者を定めてください。

- (1) 日本国内に拠点を有していること
- (2) 過去に同種または類似の業務実績を有していること
- (3) 委託業務を行うにあたっての有用なコネクションを有し、業務の実施に必要な知識・能力・組織・人員などを十分に有していること。
- (4) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤・技術基盤を有し、かつ、資金などについて十分な管理能力を有していること。
- (5) 全ての支出に係る領収書などの証拠書類等を翌年度4月1日から起算して、5年間保管するとともに当協会からの求めに応じて当該エビデンスの提出を承知すること。

#### 8. 契約締結までのスケジュール

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| ・参加提案募集の開始日   | 平成30年6月26日（火）        |
| ・質問の受付締切日     | 平成30年7月 3日（火）        |
| ・企画提案書等の提出期限  | 平成30年7月11日（水）10：00まで |
| ・一次審査結果の通知    | 平成30年7月13日（金）        |
| ・プレゼンテーションの実施 | 平成30年7月下旬（予定）        |
| ・企画提案の採択結果通知  | 平成30年7月下旬（予定）        |
| ・委託契約締結日      | 平成30年7月下旬（予定）        |

※説明会等は実施しません。応募についての質問は受け付け締め切りまでにメールでお問合せください。

なお、本件に関わる企画提案に要した費用（プレゼンテーションに要した資料作成費や旅費等）は一切支払いませんので、ご注意ください

## 9. 企画提案書の提出

企画提案書などを記入ミス無くご提出ください。

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書【様式1】

様式にそって委託金額の上限の範囲内で企画提案書を作成してください。但し、記載内容については、今後の契約の基本方針となりますので、実現が確約できることのみ表明してください。

なお、企画提案書には、管理体制・実施体制、業務実績も必ず記載してください。

#### ② 企業等概要書【様式2】と直近過去2年分の財務諸表

### (2) 提出期限

平成30年7月11日(水) 10:00まで

### (3) 提出方法

提出書類はPDFファイルに変換し、e-mailに添付して〈ikeguchi@tcj.jibasan.or.jp〉あてに送信・提出してください。ただし、メールサーバーが1回あたり受信できる容量を2MBに制限していますので、ご注意ください。データ容量が大きい場合は分割して送付してください。

### (4) その他

- ・提出書類で使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とします。
- ・提出書類は、本委託業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ・提出書類は返却しません。
- ・提出書類などの作成費は経費に含まれません。
- ・採択の成否を問わず、企画提案書の作成費用は支払いません。
- ・提出期限を過ぎた資料及び資料に不備があるものについては、審査対象となりません。

## 10. 一次審査

公募型プロポーザルの参加資格を満たしているか、委託金額の上限を超えていないか、などを確認したうえで、提出された企画提案書などを書類審査し、優良提案を上限3件まで選定します。なお、審査結果に関するお問合せには一切応じられません。

### 11. プレゼンテーション

一次審査で選定された優良提案を対象に、平成30年7月下旬【※時間等詳細は後日応募者に対して連絡します】に開催するプレゼンテーションにおいて提出された企画提案書をもとに詳細を説明していただき、以下の審査基準により、最も優れていると認める提案を採択します。

#### ① 管理体制・実施体制

責任者、役割分担、担当者、役職、経験などの管理・実施体制が具体的に示され、その内容が業務を確実に履行すると認められること。

#### ② 業務実績

過去に同種または類似の業務実績を有していると認められること

### ③ 企画提案の内容

- 1) 企画提案の内容が業務の目的に合致していること
- 2) 企画提案の内容が具体性に優れ、現実性・妥当性があること
- 3) 企画提案の内容が業務の継続性・発展性に期待できること
- 4) 企画提案の内容が他に優れ、特に創意工夫した内容や評価すべき内容があること

### ④ プレゼンテーション

業務について内容を熟知し、提案意欲があること

※なお、審査結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

## 1 2. 契約の締結と委託金の支払い

### (1) 委託契約（概算契約）の締結

採択された企画提案書などにより、当協会と提案者との間で委託契約を締結することになりますが、採択決定後から委託契約締結までの間に、当協会との協議を経て、業務内容・構成、実施規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書の作成にあたっての条件や協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、業務開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともありますので、ご了承ください。

なお、委託契約書には業務に基づき制作した成果に関し、著作権法27条（翻訳権・翻案権）、第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）を含む著作権の全てを当協会に譲渡していただくことを規定します。

また、契約締結後、受託業者に対し、業務実施に必要な情報などを提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

### (2) 委託金の支払い

委託金の支払いは、原則として、委託業務終了後に確定検査を経てからの精算払いとなります。委託業務終了後、受託業者よりご提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であっても実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出に、その収支を明らかにした帳簿類と領収書などの証拠書類が必要となります。また、支出額と内容についても厳格に審査し、当該事業に必要な経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

### (3) 一括再委託の禁止

- ① 一括再委託とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできません。
- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。
- ③ 受注者は、①②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければなりません。

- ④ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければなりません。

### 13. 問い合わせ先

一般社団法人日本タンナーズ協会

〒670-0964 兵庫県姫路市豊沢町129 あさひビル3階

Tel: 079-282-6701

Fax: 079-282-6703

担当: 池口 <ikeguchi@tcj.jibasan.or.jp>

※お問い合わせは、日本語で、e-mailによりお願いします。

※お問い合わせの際は、件名を必ず「平成30年度・海外現地情報収集業務（スペイン・ポルトガル）にかかる企画提案について」としてください。他の件名では、お問い合わせに回答できない場合があります。

※なお、電話による問い合わせは、お受けできません。